

大阪市立淀川区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立淀川区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたのでお知らせします。

今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

(1) 法人等名称 社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会

(2) 所在地 大阪市淀川区三国本町2丁目14番3号

(3) 代表者 会長 三田 和夫

2 指定管理予定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

申請要項の配布期間

（又は配布開始日） 令和7年7月14日～令和7年9月8日

現地見学会 令和7年7月28日・令和7年7月30日

申請書の受付期間 令和7年9月1日～令和7年9月8日

(2) 審査経過

第1回 令和7年6月30日

第2回 令和7年9月19日

(3) 申請団体

1 団体 社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果（配点を含む。）

申請団体名	選定項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人大阪市 淀川区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	55	46	53	44	47.7
	市費の縮減	30	28	30	28	28.7
	申請団体	5	4	4	5	4.3
	社会的責任・市の施策との整合	10	6	6	6	6
	合計	100	84	93	83	86.7

(5) 選定理由

大阪市立淀川区老人福祉センターの指定管理予定者選定にあたっては、1 団体から応募があり、具体的な提案をいただきました。

大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第 15 条に規定する選定基準に基づき総合的に評価・審査を行いました。

その結果、次の理由により、上記の団体が指定管理予定者として最適であると判断しました。

社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会について、運営体制において、高齢者雇用や障がい者雇用に取り組む姿勢が評価できる。これら職員もセンター行事等の企画運営に関わっていけるような仕組みを検討していただきたい。

また今後は、I C Tの取り組みとして、Q Rコードを活用した講座の申込や結果通知の実施につながるような取り組み、更には、利用者が親しみやすいと感じられるような老人福祉センターの愛称の設定の検討など、新規利用者、特に若年層世代や男性利用者の拡大につながるように取り組んでいただきたい。

4 選定委員名・役職（五十音順）

上野 精一 公認会計士
笠原 幸子 学校法人四天王寺学園四天王寺大学 教授
福永 和代 認定 NPO 法人大阪府高齢者大学校 副理事長

担当：福祉局高齢者施策部高齢福祉課
電話：06-6208-8054